

## 令和5年度実地指導 文書指摘事項及びその改善措置の内容

※事業所から提出のあった「別添」や「別紙」等の掲載は省略しています。

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/7/12	TRIGGER株式会社	わんだふる	就労継続支援B型	就労継続支援B型				就労支援事業会計処理基準に則り、事業活動明細書等必要な経理書類を作成すること。	令和4年8月から令和5年7月までの経理書類作成	—
				就労継続支援B型				年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	目標工賃及び平均工賃を揭示	—
				就労継続支援B型				運営規程において、虐待防止委員会に関する記載がなかったため追加すること。また利用者から受領する費用の種類に「食費300円」と記載されているが、実態は利用者から受領されていないため、運営規程と実態を一致させるよう改めること。また運営規程と重要事項説明書において「利用者から受領する費用の種類」「主たる対象とする障がいの種類」が一致していないため改めること。	運営規程及び重要事項説明書に虐待防止委員会に関する記載、「食費300円」を削除、主たる対象とする障がいの種類の精神障害者を削除	—
2023/7/14	社会福祉法人ウイズユー	ウイズユー千代工場	就労継続支援A型	就労継続支援A型				生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となること。	経営改善計画に基づいた事業収入の確保並びに経費の削減を実施することにより、生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上になるような経営改善に努めている。	—
				就労継続支援A型				毎月の従業員の勤務体制を定めること。	8月勤務分より、勤務予定表を作成している。	—
				就労継続支援A型				欠席時対応加算について、連絡した相手、連絡を受けた対応者、欠席の理由、利用者の状況、連絡調整、相談援助した内容を記録しておくこと。については、上記の記録が不十分な日について、前回実地指導以降の記録を自主点検のうえ、過誤調整を行うこと。（前回指摘事項）	施設内で統一書式の欠席時対応記録票を作成済みであったが、ケース記録に記載する際に該当事項が抜けることがあった。再度記載例を配布し、ケース記録の記載方法を徹底した。また、自主点検の結果、判明した該当者については、8/7に鳥取市へ過誤申し立て、8/9に国保連へ修正版の再請求処理を行い過誤調整を行った。	—
2023/7/14	社会福祉法人ウイズユー	ウイズユー千代事業所	就労継続支援B型	就労継続支援B型				年度ごとに工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	職員向けに事務室に掲示していた「工賃向上計画（目標）」を、利用者にも分かるように廊下のタイムカード上にも掲示した。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			就労継続支援 B型					管理者であった者が退職後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らさないよう講ずべき措置としての誓約書を、職員全員から受領すること。	徴収漏れだった職員1名から、当該誓約書を徴収し整備した。	—
			就労継続支援 B型					欠席時対応加算について、連絡した相手、連絡を受けた対応者、欠席の理由、利用者の状況、連絡調整、相談援助した内容を記録しておくこと。については、上記の記録が不十分な日にについて、前回実地指導以降の記録を自主点検のうえ、過誤調整を行うこと。（前回指摘事項）	6月迄のケースの記録内容を点検した結果、記録不十分なものが10件あり、相談支援内容等を補記し整備改善を図った。*指導監査後、改めて全職員に対して欠席時対応加算の取扱について、厳正な取扱を徹底した。	—
2023/7/19	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	障害者支援センターしらはま	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援					文書指摘なし		
2023/7/20	株式会社ライフデザイン	R e l i e v e	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童発達支援	放課後等デイサービス			虐待防止委員会について、定期的に開催すること。	10/12 虐待防止委員会開催予定（添付書類あり）	—
				放課後等デイサービス				個別サポート加算Ⅱの算定要件である連携先公的機関との共有を行った内容を示した文書について、連携先公的機関との共有がなされていなかったため、当該未共有期間について、過誤調整を行うこと。	9/28 過誤申請書を八頭町役場福祉課に提出済み。過誤請求は10月初旬実施する。（添付書類あり）	—
2023/7/21	社会福祉法人鳥取福祉会	うぶみ苑グループ ホーム南安長	共同生活援助	共同生活援助				重要事項説明書に運営規程で定める主たる対象者を記載すること。	8/1付で重要事項説明書に「主たる対象者」を記載し、利用者への説明及び重要事項説明書の取り直しを行った。	—
				共同生活援助				帰宅時支援加算について、帰宅時における健康状況のみならず、居宅等における生活状況等についても記録すること。	必要事項（帰宅時における生活状況等）の記録漏れがないよう記録様式の変更を行った。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/7/25	社会福祉法人手をつなぐ福祉会	かめの会作業所	就労継続支援B型	就労継続支援B型				利用者の個人情報を収集、保管、利用する際はあらかじめ文書により同意を得ること。また、利用者及びその家族に関する個人情報を、その他事業所等に対して提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者及びその家族の同意を得ること。 現在利用継続している利用者及びその家族に対しては、早急に文書により同意を得ること。	各利用者及び家族へ説明をし、同意書を回収した。	—
2023/7/26	一般社団法人大福	一般社団法人大福	居宅介護、重度訪問介護	居宅介護 重度訪問 介護				利用者と利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告すること。また、利用者の受給者証に必要な事項を記載した写しを保管しておくこと。	受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告した。また写しの保管も行った。	—
				居宅介護 重度訪問 介護				身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されておらず、身体拘束等の適正化のための指針が未整備であり、身体拘束等の適正化のための研修が未実施であった。については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	改善計画書を提出し、3月後に改善報告書を提出した。また、身体拘束等適正化未実施減算の適用を行った。	—
				居宅介護 重度訪問 介護				虐待の防止のための対策を検討する委員会が開催されておらず、虐待の防止のための研修が未実施であったため、実施すること。	委員会を開催し、研修を行った。	—
				居宅介護 重度訪問 介護				事業の会計を指定を受けるサービス毎(居宅介護、重度訪問介護、訪問介護、その他事業)に区分すること。	来年度よりサービス毎に区分するよう税理士に依頼済み。	—
2023/7/26	特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート	n o n o n a	就労移行支援、就労継続支援B型	就労継続支援B型				工賃目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知する。		—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/7/28	えがお株式会社	えがお株式会社	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、就労継続支援B型	居宅介護 重度訪問 介護	同行援護			特定事業所加算の算定要件である、緊急対応を記した利用者に交付する書面について、記載内容が不十分であるため改めること。また、月1回の会議で、パートヘルパーの出席が十分記録に残されていないため、記録すること。	重要事項説明書の7緊急時の対応方法について緊急連絡先等を追記した。十分な記載内容を記録した会議録を保管する。	—
				居宅介護				特定の利用者の居宅が、指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上一体的な建物であり、効率的なサービス提供が可能なものであることから、当該利用者に対しサービスを行う場合、所定単位数の100分の90に相当する単位数の算定を要するため、自己点検により再計算を行い、過誤調整を行うこと。なお再計算及び過誤調整の実施については、鳥取市障がい福祉課と別途協議すること。	鳥取市障害福祉課と協議をして過誤調整を行います。	—
				居宅介護 重度訪問 介護	同行援護	就労継続 支援B型		身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されておらず、身体拘束等の適正化のための指針が未整備であった。については、速やかに改善計画書（提出済）を提出し、事実が生じた月（令和5年7月）の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月（令和5年8月）から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	身体拘束等の適正化のための指針を作成し、委員会を開催した。	—
				居宅介護 重度訪問 介護	同行援護	就労継続 支援B型		勤務表に職種、常勤・非常勤の別、管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者について記載されていないため改めること。	勤務表に記載した。	—
				居宅介護 重度訪問 介護	同行援護	就労継続 支援B型		虐待の防止のための対策を検討する委員会が開催されていないため開催すること。	虐待防止委員会を開催した。	—
				居宅介護 重度訪問 介護	同行援護	就労継続 支援B型		運営規程の虐待防止について、「虐待防止委員会の設置」を記載すること。また、新規採用職員へ速やかに研修実施する旨についても記載すること。	運営規程第17条虐待防止のための措置に追記した。	—
				居宅介護 重度訪問 介護	同行援護	就労継続 支援B型		サービス契約内容報告書について提出されていないため提出すること。		忘れずに提出します。

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
				就労継続支援B型				令和4年度の施設外就労に係る施設外受入事業者との契約書を整備すること。また令和5年度分契約についても早急に締結すること。	契約については締結しているが、事業から契約書の返却がないものがひとつあった。書類の整備確認について徹底します。	—
				就労継続支援B型				施設外就労を実施した場合は「施設外就労実施報告書」を実施月の翌月15日までに保険者へ提出すること。	契約については締結しているが、事業から契約書の返却がないものがひとつあった。書類の整備確認について徹底します。	—
				就労継続支援B型				個別支援計画の作成にあたって、担当者等を招集して行った会議の開催した記録を残すこと。	十分な内容の会議録を残します。	—
				就労継続支援B型				在宅支援にあたって、1日2回以上の助言・作業進捗状況の確認等を記録した日報や、1週間につき1回行う評価等を記録に残すこと。	自社で作成した記録簿の形式が不十分だった為、適合する記録簿を作成した。	—
2023/7/31	社会福祉法人鳥取福祉会	鳥取福祉会訪問介護ステーション	居宅介護					文書指摘なし		
2023/8/2	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	障害者福祉センター友愛寮	施設入所支援、生活介護、短期入所					文書指摘なし		
2023/8/2	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	障害者福祉センター厚和寮	施設入所支援、生活介護、短期入所					文書指摘なし		
2023/8/4	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター八頭	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	居宅介護 重度訪問 介護	同行援護 介護			文書指摘なし		
2023/8/4	特定非営利活動法人回想療法センター鳥取	夢工房こばちゃん	就労継続支援B型	就労継続支援B型				年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	セルフチェック表の表記を変更し説明する。年度初めに説明するセルフチェック表に具体的な平均工賃の数字と目標工賃を表記した。	—
				就労継続支援B型				身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されておらず、身体拘束等の適正化のための指針が未整備であり、身体拘束等の適正化のための研修が未実施であった。については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	指針を作り、計画書を提出する。委員会と研修会を開催する。上記に伴う報告書を作成、委員会議事録、研修会議事録を作成する。身体拘束等の適正化のための指針を作成し、委員会にて報告をおこなう。厚生省のページより「障がい者虐待防止総論成立までの経過、社会的意義」も併せて説明する。障がい者虐待防止・身体拘束等の適正化についての研修をおこなう。上記委員会と研修会の議事録を作成する。	事業所での状態の把握を委員会にて年2回は必ずおこなう。法規に基づき指針の変更等を隨時変更し、共有する。

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係 るサービ ス	指摘に係 るサービ ス	指摘に係 るサービ ス	指摘に係 るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			就労継続支援 B型					職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。 職員の有給休暇を管理する体制が整っていないかったため、有給管理簿を作成するなど体制を整備すること。また職員のタイムカードの集計時間が実際の勤務時間と異なっていたため、正確に実際の勤務時間を記載すること	就業規則内のハラスマント防止の内容を職員会議で共有する。 タイムカードの管理を徹底する。職員にタイムカードの押忘れ等が無いように指導する。タイムカードの時間に必ず合わせる。	—
			就労継続支援 B型					虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。また、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。	身体拘束等適正化委員会と合同で委員会研修会をおこなう。虐待防止のための指針の見直しをする。「障がい者虐待防止・身体拘束の適正化」についての研修をおこなう。議事録を作成する。職員にチェックリストについての共有をおこなう。	—
			就労継続支援 B型					就労支援事業会計処理基準について、(表1)就労支援事業別事業活動明細書は作成されていたが、(表2)就労支援事業別事業活動明細書及び(表3)就労支援事業販管費明細書、または(表4)就労支援事業明細書などの書類が作成されていなかったため、作成すること。	表2、表3、表4の作成をおこなう。基本の書式に入力する。(早急に提出予定)	法規の変更等の確認業務を徹底する。
			就労継続支援 B型					届出されていないサービス管理責任者が個別支援計画の作成を行っていたため、実態に合わせ速やかに変更届出書を提出すること。また、届出されていないサービス管理責任者が生活支援員と兼務をしていたため、その者についてサービス管理責任者、生活支援員それぞれの勤務時間を確認し、各月について人員基準を満たしているか自己点検を行い、必要に応じて過誤調整を行うこと。	変更届を提出する。配置基準がみたされているか確認する。変更届を作成中、早急に提出する予定。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/8/9	一般社団法人セレスト	就労支援センター ぴょんぴょん	就労継続支援 B型	就労継続 支援 B型				利用者家族に関する情報を他の事業者等と共有する場合は、当該利用者家族からも個人情報の利用同意書を得ること。		
2023/8/9	みやび合同会社	ケアみやび	重度訪問介護	重度訪問 介護				<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を行うごとに置くべき従業者の員数を、常勤換算方法で2.5以上とすること。</li> <li>・常勤の者が勤務すべき勤務時間数を明確に定めること。</li> <li>・事業所における毎月の常勤換算時間を算出すること</li> <li>・サービス提供責任者について、1人以上の者を常勤とすること。</li> <li>・利用者に対し、指定重度訪問介護の提供を行う者は、指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、基準省令とする）第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものとすること。なお、厚生労働大臣が定める指定重度訪問介護の提供を行う者（※）に該当しない従業者が行った支援については、報酬の算定として適切でないため、過誤調整を行うこと。 (※)別紙2を参照</li> </ul>	10月以降、2.5以上になる。（添付）勤務形態一覧（10月分） 1週36時間。1日あたり6時間（添付）就業規則 10月は常勤換算3.7になる。 サービス提供責任者1名常勤です。 9月22日に1名従業員が研修を終了し、厚生労働大臣が定める指定重度訪問介護の提供を行う者に該当した。（添付）研修終了証明書 それまでの期間に該当しない従業員が行った支援については、過誤調整の手続きを行った。	あと1名は10月20日に研修終了予定。
			重度訪問 介護					利用者に対し、重要事項説明書を説明し、同意を得ること。	利用者（家族）に対し、重要事項説明書を用い、説明し同意を得た。（添付）重要事項説明書	—
			重度訪問 介護					従業者によって、サービスの提供の記録をつけていない従業者がいるため、サービスの提供を行った際は、正確に記録すること。	サービス提供を行った際は、正確に記録している。（添付）記録表9月分	—
			重度訪問 介護					個別支援計画が作成されていなかったため、早急に作成すること。	個別支援計画書を作成した。（添付）重度訪問介護計画書	—
			重度訪問 介護					研修を実施していないため実施すること。	研修を実施した。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
				重度訪問 介護				身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されておらず、身体拘束等の適正化のための指針が未整備であり、身体拘束等の適正化のための研修が未実施であった。については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3ヶ月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。  減算対象期間（9月～11月※改善が認められなければ期間が延長されるため留意すること。）	研修は8月3日～8月21日に実施した。	委員会は10月22日に開催予定。*身体拘束等適正化に係る改善報告書を11月上旬に添付資料を添えて提出します。
				重度訪問 介護				利用者に関する情報を他の事業者等と共有する場合は、当該利用者から個人情報の利用同意書を得ること。また従業者及び管理者であった者が退職後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らさないよう講ずべき措置としての誓約書を受領すること。	誓約書を受領した。（添付）誓約書	—
				重度訪問 介護				事業所の住所を変更していたにも関わらず、変更届出書が提出されていないため、速やかに変更届出書を提出すること。	変更届出書を提出した。	—
				重度訪問 介護				喀痰吸引等支援体制加算について、登録特定行為事業者として登録がない期間に算定をしていたため、算定要件を満たしていない期間は過誤調整を行うこと。	過誤調整の手続きを行った。	—
2023/8/18	特定非営利活動法人因幡万笑の会	スマイルセンター浜村	生活介護	生活介護				事務職員兼生活支援員について、生活支援員としての業務を行わない時間帯は除外して、人員配置計算すること。また、非常勤職員の有給休暇等については、勤務時間から除外して加配加算等の人員配置計算を行うこと。	・事務職員兼生活支援員の生活支援員としての業務を行わない時間帯を外して人員配置計算シフトを作成するよう変更。 ・毎月請求前に前月のシフト作成後に取得された有給休暇を反映して実績確認を行うよう変更。その中で非常勤職員の有給休暇を人員配置計算より外すようとする。	—
2023/8/18	特定非営利活動法人因幡万笑の会	スマイルセンター浜村（児）	児童発達支援、放課後等デイサービス					文書指摘なし		

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/8/23	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター河原	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	居宅介護 重度訪問 介護	同行援護			介護保険との併用者について、居宅介護サービス計画の見直しが、6ヵ月に1度以上実施されていないケースが見受けられたため、改善すること。	ご指摘の事例につきまして、居宅介護サービス計画の見直しが、6ヵ月に1度以上実施できておりませんでした。当該利用者の居宅介護サービス計画については、運営指導後に見直しを行いましたので、改善状況報告書と併せて提出いたします。 添付① また、運営指導後に全利用者の計画書を再度見直し、適切な期間に作成されていることを確認いたしました。今後は、居宅介護サービス計画の見直しを6ヵ月に1度以上実施いたします。	—
2023/8/23	とっとり福祉サービス有限会社	オパール就労継続支援事業所	就労継続支援A型	就労継続 支援 A 型				支給決定障害者等に提供することを契約した就労継続支援A型の量（契約支給量）が支給決定障害者等の受給者証に記載されていなかったため、記載しその写しを取ること。 併せて受給者証により、支給決定及び支給量について確認すること。	記載し、写しをとった。	—
				就労継続 支援 A 型				一部の利用者において、実績記録表と実際の利用時間が異なっていたため、正確に記録すること。また実績記録がないにも関わらず給付費を請求されていた日があったため、請求事務の管理体制などを整え、請求事務を適切に行うこと。（前回指摘事項）	記録表と利用時間を確認し、訂正した。 令和6年3月に申請しました	—
				就労継続 支援 A 型				身体拘束等の適正化のための委員会を開催し、その結果を職員に周知すること。また従業者に対し研修を実施し、その報告を速やかに行うこと。令和5年9月以降の利用者全員の所定単位数について身体拘束廃止未実施減算を適用すること。	身体拘束等の適正化委員会を開催し、その報告を行った。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			就労継続支援 A型					利用者又はその家族に関する情報を他の事業者等と共有することから、あらかじめ当該利用者又はその家族に同意書を得ること。 また、多目的室に設置してある個人ファイル（出勤記録用）について、個人情報が確認できないような措置がとられていなかったため、改めること。	事務所のロッカーにしまうことにする。	—
			就労継続支援 A型					受け付けた苦情について、その記録を整備すること。	整備した。	—
			就労継続支援 A型					虐待を防止する委員会を開催とともに、その結果を職員へ周知すること。また虐待防止に関する研修を実施すること。 開催後は、実施時期及びその内容と参加者が分かる記録を残すこと。	委員会を開催し、職員へ周知した。また、研修も実施した。	—
			就労継続支援 A型					就労継続支援A型計画に本人同意の署名がないものが見受けられたため、改めること。	本人の署名をいただく。	—
			就労継続支援 A型					職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	ハラスメントの研修会を行い、従業員に周知した。	—
			就労継続支援 A型					利用者が確認できる場所に運営規程及び重要事項説明書を掲示すること。	朝礼の部屋に掲示した。	—
			就労継続支援 A型					就労継続支援 A 型の基本報酬の算定に係るスコア表における、(IV) 支援力向上のための取組の「研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修」について、研修に参加をしているものの研修計画が作成されていなかったため、研修計画を作成した上で研修会に参加すること。	これから行われるもの研修計画を作成した。	—
			就労継続支援 A型					欠席時対応加算について、欠席時対応の記録がないものがあるため、改めること。（前回指摘事項）	自己点検し、記録を整備した。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			就労継続支援 A型					賃金向上達成指導員加配加算において、算定要件である賃金向上達成指導員の常勤換算 1 以上の要件を満たしていなかった。前回の実地指導（令和 2 年 12 月 9 日）以降分を自己点検し、誤りがあれば支給決定権者と相談のうえ過誤調整を図ること。	過誤調整を行う。	—
			就労継続支援 A型					就労支援事業会計処理基準に則り、事業活動明細書等必要な経理書類を作成すること。	作成した。	—
2023/8/24	フレンドシップ有限公司	フレンドシップ	就労継続支援A型、就労継続支援B型	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型			就労支援計画の原案作成に係る会議を開催し、記録を残すこと。また利用者又はその家族に対し、作成した原案について説明し同意を得ること。	個別支援計画の作成プロセスに従い、個別支援計画の原案作成に係る会議の開催及び会議内容等を記録する。また原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。	—
2023/8/25	合同会社アイルビー	らふたあ	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス				利用者との利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告すること。	令和4年4月以降の入退所児童について、契約内容報告書を作成し鳥取市障がい福祉課へ提出を行った。	—
			放課後等デイサービス					勤務予定表について、常勤・非常勤の別、職種についても記載すること。また、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	ハラスメント行為の禁止及び相談窓口担当者の周知を口頭による伝達及び掲示物にて行った。（就業規則には以前より記載有）27条	—
			放課後等デイサービス					身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されておらず、身体拘束等の適正化のための研修も令和4年度に未実施であった。については、委員会の開催について、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	令和5年8月28日、指導監査室へ改善計画書を提出した。また9月1日に身体拘束等適正化に係る委員会を実施した。	—
			放課後等デイサービス					事故報告書が未提出の事故があるため、速やかに報告すること。	事故報告書を作成。障がい福祉課へ提出を行った。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
				放課後等 デイサー ビス				個別サービス加算Ⅱの算定要件である連携先公的機関等との共有を行った内容を示した文書について、連携先公的機関との共有がなされていなかっため、当該未共有期間について、過誤調整を行うこと。		障がい福祉課に調整の仕方について相談中。11月請求分にて調整の予定。
2023/8/25	特定非営利活動法人ゆうゆう	特定非営利活動法人ゆうゆう	就労継続支援B型	就労継続 支援B型				事業所の建物が天井の剥がれ、雨漏り、床の歪みなど利用者が利用する設備として適切でないため、早急に適切な設備を整備すること。		立地条件、周辺環境等を考慮しながら移転先を探索中。早急な改善に努めます。
				就労継続 支援B型				利用者との利用に係る契約をしたときは、市町村に報告すること。	過去の分も含め、契約内容報告書を作成し報告した。	—
				就労継続 支援B型				身体拘束等の適正化のための委員会を開催し、その結果を職員に周知すること。身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。また従業者に対し身体拘束適正化のための研修を実施すること。については、身体拘束適正化に係る改善計画を速やかに提出するとともに、令和5年9月以降の利用者全員の所定単位数について身体拘束廃止未実施減算を適用すること。		身体拘束等の適正化のための指針を策定。身体拘束適正化に係る改善計画書を作成し提出した。計画書に従い委員会及び研修を行う。令和5年9月以降から身体拘束廃止未実施減算を適用し請求を実施した。
2023/8/30	社会福祉法人れ しーぶ	児童デイサービス こはる	放課後等デイサー ビス	放課後等 デイサー ビス				欠席時対応加算に係る記録について、欠席連絡内容に加え欠席に対する支援内容を記録すること。また複数日の欠席連絡を1回で受けた際、本来請求できるのは1日のみであるが、欠席する日数すべてに対して請求が行われていたため、前回実地指導（令和2年11月20日）以降の請求について自己点検し、過誤調整を行うこと。	令和2年11月20以降の請求について確認した結果、令和4年3月分に3件、令和5年1月分に1件、令和5年7月分に2件の合計6件の不適切な請求があり、令和5年9月分請求時に過誤調整を行うため過誤申立書を鳥取市および八頭町に提出します。自己負担分については、修正後の自己負担がそれぞれ負担上限額を超えているため返金が必要とするものはありませんでした。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
				放課後等 デイサー ビス				面会してアセスメントを行った日時・面会した者について記録すること。個別支援計画及び原案について、利用者及び家族への説明・同意日欄を設けること。また、放課後等デイサービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議（以下、「会議」という。）の開催後に原案が作成されていたため、原案作成後に会議を開催し、会議において原案についての意見を聞くこと。	アセスメントを行った日時および面会した者について記録するよう様式を改訂しました。個別支援計画書及び原案について、書式を改め利用者及び家族へ説明した日と同意した日を記載する欄を設けました。従来は事業所内の担当者を招集して行う会議の開催後に原案を作成していたが、今後は原案作成後に会議を開催しそれについての意見を聞くよう手順を改めることとした。	—
2023/8/30	社会福祉法人若桜 町社会福祉協議会	若ざくらふれあい 作業所	就労継続支援B型	就労継続 支援 B型				利用者に今年度の工賃目標水準を周知すること。	ご利用者様（家族会員）に目標工賃額を文書により周知した。	—
				就労継続 支援 B型				利用者の家族に関する個人情報を他の事業者等と共有するケースについては、あらかじめ利用者家族に個人情報の利用に係る同意書を得ること。 また、意見箱を鍵付きにすること。	個人情報を共有するケースについては同意書を得るよう改めた。意見箱には鍵を付けた。	—
				就労継続 支援 B型				運営規程に虐待防止委員会の設置について記載すること。また、在宅支援における作業内容及び支援内容を記載すること。	運営規程に虐待防止委員会の設置について記載した。また、在宅支援における作業内容及び支援内容を記載した。(11/10までに変更届提出予定)	—
				就労継続 支援 B型				施設外就労の実績を毎月各保険者に提出すること。 また、在宅支援者に対する週1回及び月1回以上の達成状況の評価について、記録が不十分なため改めること。	若桜町、八頭町へ施設外就労実績報告書を毎月提出するよう改めた。在宅支援者の記録の中に週1回と月1回振り返りの欄を作成し、達成状況の評価について記録するよう改めた。	—
2023/9/6	株式会社 サポート ゾーン	サポートセンター わくわく	生活介護	生活介護				個別支援計画の作成において、原案を作成し利用者又はその家族に対し説明を行い同意を得ること。	「個別支援計画（案）」を作成し、利用者又は家族に対して説明後、同意の署名をもらうよう改善した。	—
2023/9/6	株式会社 サポート ゾーン	サポートセンター わくわく（児）	児童発達支援、放 課後等デイサービ ス	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス			個別支援計画の作成において、原案を作成し利用者又はその家族に対し説明を行い同意を得ること。	「個別支援計画（案）」を作成し、保護者に対して説明後、同意の署名をもらうよう改善した。	—
2023/9/8	株式会社悠彩	トリフィスタ	共生型生活介護	共生型生 活介護				利用者と利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に報告すること。	資料参照。9月より改善。	—
				共生型生 活介護				サービス提供の記録において、利用者から確認を受けていないため確認を受けること。	資料参照。9月より改善。更に1月から備考への記載も行う。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			共生型生 活介護					身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されておらず、身体拘束等の適正化のための指針が未整備であり、身体拘束等の適正化のための研修が未実施であった。については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	資料参照。身体拘束適正化のための委員会を設置し、研修も行った。年に1回委員会の開催と研修を行い。身体拘束の適正化を図る。	—
			共生型生 活介護					直近の決算期における決算書類が作成されていないため作成すること。		税理士と協議中。
2023/9/8	株式会社桜笑喜	桜笑喜就労支援事 業所	就労継続支援A型	就労継続 支援 A 型				就労継続支援 A 型に係るサービス提供を行った内容について記録を行うこと。	半年ごとに支援計画書を作成。本人に書類確認をもらっている。	—
			就労継続 支援 A 型					身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されておらず、身体拘束等の適正化のための指針が未整備であり、身体拘束等の適正化のための研修が未実施であった。については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	令和5年10月に研修を行った。	—
			就労継続 支援 A 型					虐待の防止のための対策を検討する委員会の記録を整備すること。	記録を整備している。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			就労継続支援 A型					従業者の勤務の体制を定めておくこと。 特に生活支援員、職業指導員の勤務記録がなかったため、記録に残すこと。 また、勤務時間の記録は同一時間を記載するのではなく、実態に即した勤務時間を記録すること。 また、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	1.勤務表の写し 2.タイムカード写し	—
			就労継続支援 A型					施設外就労先に利用者の個人情報等、事業所の書類等が保管されているため事業所に保管するよう改めること。	鍵付き棚に保管	—
			就労継続支援 A型					就労継続支援A型サービス費の評価点について、スコア告示に定められている以下の評価項目が要件を満たしていなかった。スコアの合計点について、前回実地指導（令和元年10月7日）以降を自主点検し、適切な評価点で基本報酬の請求を行っていない期間については、過誤調整を行うこと。  (評価項目) (III) 多様な働き方 ①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度 ⑤短時間勤務に係る労働条件 ⑥時差出勤制度に係る労働条件  (IV) 支援力向上 ①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会 ③視察・実習の実施又は受け入れ ⑤職員の人事評価制度	書類提出	—
			就労継続支援 A型					就労支援事業会計書類について、記載されている金額が正確でないため改めること。	書類提出	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/9/13	特定非営利活動法人和の輪	智頭作業所	就労継続支援B型	就労継続支援 B型				身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、令和4年度に開催されておらず、身体拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。また、身体拘束等の適正化のための研修について、令和4年度に実施されていかなかった。 ついては、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。 また、令和5年度の身体拘束等適正化に係る研修の実施記録が未整備であったため整備すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束適正化に係る改善計画書を令和5年9月28日付で提出。（別紙1・別紙2）</li> <li>・虐待防止委員会兼身体拘束適正化委員会を令和5年10月7日（土）開催。</li> <li>・身体拘束適正化に係る内部研修を令和5年10月11日（水）開催。</li> <li>・身体拘束適正化未実施減算を令和5年10月請求分から適用します。</li> <li>・令和5年度の身体拘束適正化に係る研修の実施記録を整備します。</li> </ul>	—
				就労継続支援 B型				虐待防止委員会について令和4年度が未実施であったため毎年実施すること。また、虐待防止に係る研修の記録がないため記録すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止委員会を令和5年度からは、毎年実施します。</li> <li>・研修の記録を整備します。</li> </ul>	—
				就労継続支援 B型				就労継続支援計画（以下、「計画」という。）を作成するにあたり必要な、アセスメント、計画原案、計画原案の説明・同意、計画の作成に係る会議を実施していないものが見受けられたため、実施すること。	就労継続支援計画作成については、必要なアセスメント、計画原案、計画原案の説明・同意、作成に係る会議を実施し、記録の整備を行います。（別紙3）	—
2023/9/13	特定非営利活動法人はるひな	すぱりんぐ	就労継続支援B型	就労継続支援 B型				就労継続支援 B型計画（以下、「計画」という。）を作成するにあたり必要な計画原案、計画原案の説明・同意、計画の作成に係る会議を実施していないものが見受けられたため、実施すること。	就労継続支援B型計画を作成するにあたり、モニタリングの内容を検討し、令和5年10月17日に計画原案を作成し、支援会議を経て、計画原案の説明・同意を得た。	—
				就労継続支援 B型				施設外就労の報告書について、一部保険者に未提出であるため提出すること。	施設外就労実施報告書を鳥取市、岩美町、八頭町、智頭町の各保険者に提出。	—
				就労継続支援 B型				在宅支援の具体的な内容を運営規程に記載すること。また在宅支援の訓練内容や支援内容について記録を整備すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援の具体的な内容を運営規程第10条に記載。</li> <li>・在宅支援について実施日の記録を整備。</li> </ul>	—
2023/9/15	株式会社鳥取介護サービス	株式会社鳥取介護サービス	居宅介護、重度訪問介護					文書指摘なし		

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/9/15	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市社会福祉協議会ふくし作業所用瀬事業所	就労継続支援B型					文書指摘なし		
2023/9/20	社会医療法人明和会医療福祉センター	グループホームスマーハウス	共同生活援助					文書指摘なし		
2023/9/20	社会医療法人明和会医療福祉センター	障がい福祉サービス短期入所事業所アブリコットハウス	短期入所	短期入所				文書指摘なし		
2023/9/26	一般社団法人アートスペースからふる	一般社団法人アートスペースからふる	就労継続支援B型	就労継続支援B型				サービス契約内容報告書が未提出の為、提出するよう改めること。	サービス契約内容報告書を鳥取市障がい福祉課に提出。	—
				就労継続支援B型				身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催とともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ついては、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	身体拘束適正化委員会を設置。年間計画を作成し、検討委員会を定期的に開催。身体拘束適正化のために指針を整備。 改善計画書を提出。	11月開催の検討委員会の結果について従業員に周知徹底を行う。 R5年5月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用する。
				就労継続支援B型				利用者の家族に関する個人情報を他の事業者等と共有するケースについては、あらかじめ利用者家族に個人情報の利用に係る同意書を得ること。	個人情報利用同意書を作成。利用者全員に同意を得る。	—
				就労継続支援B型				虐待防止委員会を開催し、その開催結果について従業者への周知徹底を図るとともに、また研修を実施した際は、開催日と参加者及び内容について記録を残すこと。また、虐待防止のための指針を整備するよう努めること。	虐待防止管理規定を策定。	虐待防止委員会を12月に開催予定。
2023/9/26	社会福祉法人智頭町社会福祉協議会	ほのぼのホームヘルパーステーション	居宅介護、重度訪問介護、行動援護					文書指摘なし		
2023/9/27	株式会社ライフデザイン	家族のきずな	児童発達支援、放課後等デイサービス					文書指摘なし		

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/9/27	合同会社クリエイ トアロウズ	クリエイトアロウ ズ	就労継続支援B型	就労継続 支援 B型				サービス管理責任者が未配置となっ ているため、速やかに配置すること。ま た個別支援計画について早急に更新を 行うこと。	11/1～配置、隨時個別支援計画作成。	—
				就労継続 支援 B型				職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であつ て業務上必要かつ相当な範囲を超えた ものにより従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化 等の必要な措置を講じること。	就業規則において方針の明確化、従業 員への周知。	—
2023/9/29	株式会社 T r u e	訪問介護事業所は あとふる	居宅介護、重度訪 問介護、同行援護					文書指摘なし		
2023/10/4	社会福祉法人れ しーぶ	Shareくらら	共同生活援助	共同生活 援助				利用料の「利用者共同費用」の内容に ついて見直しを行うこと。また、重要 事項説明書により行う説明を行う際 は、その内容をわかりやすく説明する こと。また請求額の根拠について整理 すること。	重要事項説明書の第6項（サービスと利 用料金と負担軽減）にある、共益費の 内訳を消耗品名など具体的に詳しく追 加し、改定を実施した。	—
				共同生活 援助				職場において行われる性的な言動又は 優越的な関係を背景とした言動であつ て業務上必要かつ相当な範囲を超えた ものにより従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化 等の必要な措置を講じること。	・ "ハラスメント防止マニュアル"を策 定。 ・ 職員研修を実施した。	—
				共同生活 援助				身体拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会が開催されておらず、身 体拘束等の適正化のための指針が一部 未整備であり、身体拘束等の適正化の ための研修が未実施であった。ついで は、速やかに改善計画書を提出し、事 実が生じた月の3月後に改善報告書を 提出すること。また、事実が生じた月 の翌月から改善が認められるまでの期 間、身体拘束等適正化未実施減算を適 用すること。	・ 身体拘束適正委員会を設置。 ・ 身体拘束廃止の為の指針を作成。 ・ 身体拘束適正化委員会会議を実施。 ・ 身体拘束適正化研修を実施。 ・ 改善計画書の提出。 ・ 改善報告書の提出。 ・ 事実が生じた月の翌月から3か月間、 身体拘束等適正化未実施減算を実施。	—
				共同生活 援助				虐待の防止のための対策を検討する委 員会を定期的に開催すること。	・ 虐待防止対策委員会会議を実施。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			共同生活援助					アセスメントの内容について記録すること。また、共同生活援助の提供に当たる担当者を招集して行う会議（以下、「会議」という。）の開催後に原案が作成されていたため、原案作成後に会議を開催し、会議において原案についての意見を聞くこと。	・利用者アセスメント、原案の作成、個別支援担当者会議で計画案の修正や追加する内容を協議、個別支援計画作成の手順で個別支援計画の作成を実施した。 ・アセスメント～個別支援計画書作成までの記録の様式を改定した。	—
2023/10/4	社会福祉法人ふなおか福祉会	船岡作業所	就労継続支援B型	就労継続支援 B型				身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されておらず、身体拘束等の適正化のための指針が未整備であった、については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	虐待防止、身体拘束適正化委員会を構成する。 虐待防止、身体拘束適正化委員会運営指針を定め、委員会を開催する。 委員会開催後は職員に周知する。 身体拘束適正化のための指針を整備する。	—
			就労継続支援 B型					虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。	虐待防止、身体拘束適正化委員会を構成する。 虐待防止、身体拘束適正化委員会運営指針を定め、委員会を開催する。 委員会開催後は職員に周知する。	—
			就労継続支援 B型					就労継続支援 B型計画の作成過程において原案が作成されていないため、原案作成を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得ること。また担当者会議において原案についての意見を聞くこと。	計画原案を作成し、利用者に説明と同意をもらってから計画書を完成させる	—
			就労継続支援 B型					運営規程に「虐待防止委員会の設置に関すること」を記載すること。また、「主たる対象とする障がいの種類」の記載について、指定上の届出内容と一致させること。	運営規定に記載済	—
			就労継続支援 B型					年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	書作成、読み上げ、配布済	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			就労継続支援B型					施設外就労先と、就労活動に関する契約を締結すること。締結にあたっては「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」2-(2)-(4)-アに留意すること。	契約書を作成し、同意してもらう	—
2023/10/6	株式会社プレマスベース	ぱにーに	就労継続支援B型					文書指摘なし		
2023/10/6	一般社団法人こくなな会	暖々	就労継続支援B型	就労継続支援B型				身体拘束等の適正化のための指針について、盛り込むべき項目である「施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針」「身体拘束等発生時の対応に関する基本方針」「利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」「その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針」が不足していたため改めること。	「施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針」「身体拘束等発生時の対応に関する基本方針」「利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」「その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針」を指針に追加いたしました。	—
				就労継続支援B型				虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	令和5年10月13日に身体拘束等の適正化委員会を開催し、虐待防止委員の兼務をすることが決まりました。 研修は、身体拘束の研修と一緒に今年は12月8日に開催します。	—
2023/10/11	株式会社つむぎ	子どものつむぎ2号	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援					文書指摘なし		
2023/10/11	株式会社松山	訪問介護事業所松のねっこ	居宅介護、重度訪問介護					文書指摘なし		
2023/10/13	RFC鳥取合同会社	リスペクト	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス				放課後等デイサービス計画の作成にあたり計画原案にも同意を得ること。また、担当者を招集して行う会議について、一部記録が作成されていないものが見受けられたため、作成すること。	個別支援計画（案）について説明の上同意を得ること。また同意を得た（案）について担当者会議で協議した結果を記録に残すこと。を徹底するよう職員間で共有。 今後は進捗状況が分かりやすいように、一覧表を作成し管理できるよう改善。	—
			放課後等デイサービス	放課後等デイサービス				運営規程の虐待防止に係る部分について、「苦情解決体制の整備」について記載すること。	運営規程に「苦情解決体制の整備」を追加・修正し、令和5年11月17日に変更届を申請済。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/10/13	特定非営利活動法人ひつじの会	特定非営利活動法人ひつじの会	就労継続支援B型	就労継続支援B型				就労継続支援B型計画作成において、支援計画原案を作成し利用者又はその家族に対して内容を説明し同意を得ること。	「支援計画原案」を作成し、同意を得た。	—
				就労継続支援B型				月ごとに勤務表を作成すること。作成に当たっては、勤務時間、職種、常勤・非常勤の別、管理者、サービス管理責任者、他の職種について記載すること。	勤務シフト表を作成。	—
2023/10/18	合同会社ライフケアーズ	L C_k i d's	放課後等デイサービス					文書指摘なし		
2023/10/18	特定非営利活動法人Studio-E	S t u d i o - E	就労継続支援B型	就労継続支援B型				職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	職場研修を実施し、該当がある場合は、店長へ報告をする旨確認した。	—
				就労継続支援B型				生活支援員及び職業指導員について、福祉専門職員等配置加算IIの算定に係る有資格者がいないため当該加算の算定要件を満たしていないかった。については、算定要件を満たしていない期間について当該加算の過誤調整を行うこと。	変更申請提出済み。 過誤調整については準備中である	—
2023/10/20	特定非営利活動法人いちばん星	いちばん星（児）	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス				身体拘束等の適正化に係る指針について、運営規程と事故発生防止マニュアルに記載内容が分散しているため統合すること。また、指針の閲覧に関する基本方針を記載すること。	身体拘束等の適正化に係る指針について、事故発生防止マニュアルに記載内容を統合。 指針の閲覧方法に関してはホームページ上で公開することを記載した。	—
				放課後等デイサービス				利用者に対する服薬漏れについて、事故報告書を提出していないものが見受けられたため提出すること。	10/23(月)事故報告書の提出 事故報告書の提出が必要な事例について、再度、確認した。	—
2023/10/20	特定非営利活動法人いちばん星	いちばん星（者）	生活介護	生活介護				身体拘束等の適正化に係る指針について、運営規程と事故発生防止マニュアルに記載内容が分散しているため統合すること。また、指針の閲覧に関する基本方針を記載すること。	身体拘束等の適正化に係る指針について、事故発生防止マニュアルに記載内容を統合。 指針の閲覧方法に関してはホームページ上で公開することを記載した。	—
				生活介護				医師の往診について記録が不十分であるため改めること。	往診の記録用紙を作成し、往診時に医師からサインを記入してもらうようにする	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			生活介護					利用者に対する服薬漏れについて、事故報告書を提出していないものが見受けられたため提出すること。	10/23(月)事故報告書の提出 事故報告書の提出が必要な事例について、再度、確認した。	—
2023/10/25	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鹿野かちみ園	施設入所支援、生活介護、短期入所					文書指摘なし		
2023/10/25	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鹿野第二かちみ園	施設入所支援、生活介護、短期入所					文書指摘なし		
2023/10/27	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	居宅介護、重度訪問介護	重度訪問 介護				サービス担当者会議等において、利用者本人及びその家族の個人情報を利用する場合、利用者本人及びその家族から、あらかじめ個人情報の利用について同意書を取得すること。	・ご利用者様がご自分で契約書を記入された場合もご家族、緊急連絡先等利用の可能性がある方から個人情報同意書を記入いただく ・同居ではない家族には送付し取得し、同居の方にも説明し取得する	—
2023/11/1	特定非営利活動法人太陽	太陽	就労継続支援B型	就労継続支援 B型				従業者の資質向上のために研修の機会を確保すること。		来年度以降受講できるよう対応したい
				就労継続支援 B型				身体拘束等の適正化のための研修が未実施であった。については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後（令和6年2月）に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月（令和5年12月）から改善が認められるまでの期間（少なくとも令和6年2月）、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	身体拘束等適正化のための改善計画書は提出済み 12月20日にDVD視聴による研修を実施した（別紙のとおり） 身体拘束等適正化未実施減算は算定中	—
				就労継続支援 B型				虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	12月12日に演習形式の研修を実施した	—
				就労継続支援 B型				一部の利用者において、担当者会議及びモニタリングの記録が不足していたため、これらを適切に実施し、記録を残すこと。	一部、未保存部分を作成した。今後は、適切に作成・保存を行いたい。	—
2023/11/8	社会福祉法人れいぶ	支援センターいぶさ	生活介護、短期入所	生活介護	短期入所			欠席時対応加算の請求に関する対応記録に、欠席に対する相談支援内容の記載が不十分なため、具体的な支援内容を記載するよう改めること。	書式を見直し、新たに書式を作成し、相談支援内容を詳細に記載し対応中。	—
				生活介護	短期入所			嘱託医の訪問に際し、利用者に対する検診等の支援記録を整備すること。	訪問記録表を作成し、整備した。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係 るサービ ス	指摘に係 るサービ ス	指摘に係 るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
				生活介護	短期入所			身体拘束等の適正化のための指針が未整備であった。ついては、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後（令和6年2月）に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月（令和5年12月）から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	直ちに、身体拘束の適正化のための指針を作成し、改善計画を提出。	—
				生活介護	短期入所			身体拘束等適正化及び虐待防止委員会の開催について、記録が不十分なため改めること。	委員会の報告書の書式変更し、記録を詳細に記入するよう徹底する。	—
				生活介護	短期入所			利用者の家族に関する情報を他の事業者等と共有することから、あらかじめ当該家族に同意書を得ること。	書面欄に該当家族の同意欄を記載し、説明同意を得るようにした。	—
				生活介護	短期入所			個別支援計画の作成にあたり、モニタリング・支援計画原案作成と説明同意・担当者会議・支援計画の説明同意について、正しい作成手順で行うこと。	正しい手順で作成するよう見直しました。	—
				生活介護	短期入所			職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	職員におけるハラスマントの防止に関する指針を作成し、職員に周知した。	—
2023/11/10	合同会社なないろ	集い場	共同生活援助					文書指摘なし		
2023/11/10	特定非営利活動法人 人気多の櫻	さくら工房	就労継続支援B型	就労継続 支援 B型				利用者家族に関する情報を他の事業者等と共有する場合は、当該利用者家族からも個人情報の利用同意書を得ること。	同意書を交わす際に利用者様のみと交わし、ご家族の情報を共有する場合には、その都度同意をいただくようお願いする。	—
				就労継続 支援 B型				職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じた。	—
				就労継続 支援 B型				従業員資質向上のために研修の機会を確保すること。	研修の機会を確保し、各職員が参加できるようにする。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			就労継続支援 B型					欠席時対応加算について、相談援助の内容として引き続き利用を促すなどの内容を併せて記録すること。また、前回の実地指導（令和元年8月21日）以降分を自己点検し、相談支援内容の記載がないものがあれば過誤調整を図ること。	鳥取市障がい福祉課へ過誤申立申請書を提出した。	—
2023/11/14	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 船岡支所	居宅介護、重度訪問介護	居宅介護				居宅介護計画立案ごとにアセスメントを実施し、その記録を作成すること。また利用者の自立支援に資する具体的な目標を策定すること。	・実地指導以降の居宅介護計画立案ごとにアセスメントを実施しその記録を作成している。 ・実地指導以降の居宅介護計画書作成時に、利用者の自立支援に資する具体的な目標を策定し利用者の同意を得ている。	—
				居宅介護	重度訪問介護			新規採用者に対し、身体拘束等の適正化に関する研修を採用後早期に実施すること。	・今年5月に新規採用している職員に、11月17日に身体拘束等の適正化に関する研修を行った。 ・今後新規採用職員に対しては、1ヶ月以内に身体拘束等の適正化に関する研修を行う。	—
				居宅介護	重度訪問介護			新規採用者に対し、虐待の防止に関する研修を採用後早期に実施すること。	・今年5月に新規採用している職員に、11月17日に虐待の防止に関する研修を行った。 ・今後新規採用職員に対しては、1ヶ月以内に虐待防止に関する研修を行う。	—
2023/11/15	久大建材株式会社	訪問介護事業所 きゅうだい	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	居宅介護	重度訪問介護	同行援護		居宅介護等の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に報告すること。	契約内容（障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証記載事項）についての報告書を作成の上、鳥取市へ提出済み。	—
				居宅介護	重度訪問介護	同行援護		居宅介護計画については、少なくとも6月に一回以上点検し、見直しを行うこと。	指導以降、6ヶ月に到来したものから順に計画書の見直しを行い作成。	—
				居宅介護	重度訪問介護	同行援護		利用者から徴収する個人情報利用同意書について、当該家族の個人情報を用いる場合は、当該家族から同意を得る必要があるため、家族代表同意欄により同意を得る現在の形式を改めること。また、署名が不足する家族については同意を得ること。	個人情報同意書の同意欄の形式を改め作成済。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘に係るサービ	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/11/15	株式会社コモングラウンド	コモンハウス	共同生活援助	共同生活援助				利用者のみならず利用者家族に関する情報を他の事業者等と共有する場合は、当該利用者家族からも個人情報の利用同意書を得ること。	個人情報同意書を家族に連絡が取れる利用者に関しては郵送した。返信してもらえるように関係各位の協力も得ながら実施していく。契約を結ぶ際は家族の情報もしっかり確認し、常に連絡が取れるように準備しておく。家族の同意が難しい方に関しては相談員などに確認する。	—
			共同生活援助					事故報告書を提出していないものがあつたため、提出すること。	事故に位置付けられるものは何か確認し、事故防止策とともに報告書の作成をした。今回の未提出分は事故報告書を作成し、提出する。今後未提出などないように再発防止に努める。	—
			共同生活援助					共同生活援助計画の原案の内容について意見を求める会議を開催し、記録に残すこと。	先ず職員への周知を行った。今後は原案作成毎に会議を開催し記録に残していく。次回該当者より実施していく。	—
			共同生活援助					利用者の状況並びにその置かれている環境に応じた支援を適切に行うとともに、サービス提供が漫然かつ画一的にならないよう共同生活援助計画を作成すること。	今後はそれぞれに則した具体的な支援内容を記していく。画一的にならないよう、またデマンドでなくニーズに則した支援内容に順次変更していく。適宜該当者より実施していく。	—
			共同生活援助					体験的な利用を行う場合は、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間および留意事項等を共同生活援助計画に位置付けること。	指摘後は体験利用者が計測的に利用できるように、事前に基本情報などを基に共同生活援助計画を作成し、課題、目標および留意事項などを位置付けた。継続的に体験利用時は適宜実施していく。	—
			共同生活援助					地域生活移行個別支援加算について、犯罪行為に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境整備と必要な専門的支援が組み込まれた計画作成を行うこと。	必要な職員配置はなされて指導体制は整えられており、必要な関係機関との連携も図れている。具体的な支援内容(地域生活への移行に向けた必要な専門的支援(教育又は訓練))が組み込まれた計画へ変更実施。今後も画一的にならないよう努める。	—
2023/11/17	株式会社さくら	ヘルバーステーションさくら	居宅介護、重度訪問介護	居宅介護	重度訪問介護			利用者から徵取する個人情報利用同意書について、当該家族の個人情報を用いる場合は、当該家族から同意を得る必要があるため、家族同意欄を設ける等、様式を改めること。また、署名が不足する家族については同意を得ること。	個人情報同意書に家族同意欄を設け様式を改めた。又、署名が不足している家族へ説明し個人情報同意書へ署名して貰うなど改善を図っている。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/11/17	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター秋里	居宅介護、重度訪問介護	居宅介護	重度訪問 介護			一部居宅介護サービス計画等について、計画の見直しが6ヵ月に1度以上実施されていないケースが見受けられたため、改善すること。	ご指摘の事例につきまして、居宅介護サービス計画について、モニタリング期間を誤って8か月で作成し、当該期間で見直しを行っていたため、6ヵ月に1度以上の見直しを実施できておりませんでした。当該利用者の現在の居宅介護サービス計画については、モニタリング期間を6か月で作成しておりますので、改善状況報告書と併せて提出いたします。（添付資料①）。今後は居宅介護サービス計画の見直しを6ヵ月に1度以上実施いたします。	—
2023/11/22	社会福祉法人鳥取こども学園	社会福祉法人鳥取こども学園はまむら作業所	就労継続支援B型	就労継続 支援 B型				工賃平均目標水準及び前年度の工賃平均について利用者へ周知すること。	工賃向上計画及び令和4年度の平均工賃、令和5年度の平均工賃目標額を事業所入口に掲示。	—
				就労継続 支援 B型				サービス契約内容報告書が未提出のため、提出するよう改めること。	様式35号、契約内容に記載し報告。	—
				就労継続 支援 B型				利用者の家族に関する個人情報を他の事業者等と共有するケースについては、あらかじめ利用者家族に個人情報の利用に係る同意書を得ること。	作り直しを行った様式で、個人情報同意書について、利用者及びその家族に説明、同意確認を実施。	—
				就労継続 支援 B型				個別支援計画の作成に当たり、モニタリング、アセスメント、原案作成、利用者等への説明、担当者会議の順に実施すること。モニタリングと担当者会議については、作成日及び実施日の日付やその内容を記録し残すこと。また原案及び本計画については、利用者又はその家族からの同意を得ること。	見直しを行った様式で、モニタリング及び個別支援計画書原案、個別支援計画書の作成、担当者会議を実施。	—
				就労継続 支援 B型				個別支援計画については6ヵ月以内に1回以上モニタリングを行うとともに、計画の見直しを行い必要な場合は計画の変更を行うこと。なお、前回実地指導実施した令和元年8月2日以降で、適切な見直しが行われていない一部利用者の計画に基づき利用者に提供された就労継続支援B型サービスの報酬について、個別支援計画未作成減算を算定し、過誤調整を実施すること。	個々に個別支援計画について6ヵ月以内に1回以上見直しを実施。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/11/29	特定非営利活動法人きなんせこども館	NPO法人きなんせこども館	児童発達支援、放課後等デイサービス					文書指摘なし		
2023/11/29	特定非営利活動法人きなんせこども館	NPO法人きなんせこども館生活介護・短期入所事業部	生活介護、短期入所					文書指摘なし		
2023/12/1	社会福祉法人あすなろ会	松の聖母サポートセンター	計画相談支援、障がい児相談支援、					文書指摘なし		
		松の聖母あすなろ園	短期入所					文書指摘なし		
2023/12/12	静和会しらゆき有限公司	居宅介護事業所しらゆき	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	居宅介護	重度訪問介護	行動援護		サービス契約内容報告書が未提出の為、提出するよう改めること。	今後速やかに提出	—
				居宅介護	重度訪問介護	行動援護		従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、令和6年1月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	改善計画書提出済	—
				居宅介護	重度訪問介護	行動援護		利用者家族の個人情報をサービス担当者会議等で、他の事業者等に提供する際は、あらかじめ当該家族から文書により同意を得ること。	指導後より同意を得るよう徹底	—
2023/12/13	労働者協同組合ワーカーズコーポ・センター事業団	労働者協同組合ワーカーズコーポ・センター事業団みらい鳥取	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス				サービス契約内容報告書について提出されていないため、各市町村に相談の上、提出すること。	サービス契約内容報告書を作成の上令和6年3月1日市町村に提出。 添付資料1参照	—
				放課後等デイサービス				利用者のみならず利用者家族に関する情報を他の事業者等と共有する場合は、当該利用者家族からも個人情報の利用同意書を得ること。	情報を共有する家族全員から同意を受け取るよう書式を変更し、同意を頂いた。 添付資料2参照	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2023/12/13	とっとり福祉サービス有限会社	オパール共同生活援助事業所	共同死活援助	共同生活援助				利用者負担額である日用品費について徴収金額に対し支出が少額であるため、その金額を見直すこと。 また、支出目的に事業所運営に関するもの（印刷機のインク代、封筒、ファイル、書類補修シール、ジャーポットなど）が見受けられることから、開所時から見直しを行い、支出のうち事業所が負担するべきものについては、その支出相当額について利用者へ返金すること。	事業所が負担するべきものについては、返金を行った。	負担額については、新しい年度より金額を変更する予定。
				共同生活援助				苦情の内容について受付日付、申立人、対応者、結果等についても記載すること。	記載した。	—
				共同生活援助				共同生活援助計画の作成にあたって、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うこと。またアセスメントシートの作成にあたっては利用者との面接日時などを記載すること。	アセスメントを利用者から聞き取り、作成した。	—
				共同生活援助				非常災害対策計画を策定し、定期的に従業者に周知すること。 また当該計画について利用者及びその家族に周知すること。 また避難、救助その他必要な訓練を行う際、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。	計画書を作成し、関係者に周知した。	次回の避難訓練では、地域の方に声をかけるようにする。
				共同生活援助				法定代理受領により介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知すること。	作成し、通知した。	—
2023/12/15	合同会社カスミソウ	カスミソウ	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援			個別支援計画の作成にあたっては、計画原案の内容について話し合う所内会議を開催し、その記録を行うこと。	所内会議は開催済みの為、未作成だった議事録を作成した。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
				放課後等 デイサー ビス	保育所等 訪問支援			職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	指針を作成、周知した。	—
				放課後等 デイサー ビス	保育所等 訪問支援			身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されておらず、身体拘束等の適正化のための指針が未整備であり、身体拘束等の適正化のための研修が未実施であった。については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	委員会の開催、指針の整備、計画書の提出、減算適用済み	—
				放課後等 デイサー ビス	保育所等 訪問支援			虐待防止のための委員会を開催し、その記録を残すこと。また開催内容について職員への周知を行うこと。	委員会は過去開催済みの為、未作成だった議事録を作成した。	—
2023/12/15	特定非営利活動法人リカバリーワーク ダルマ塾	自立訓練（生活訓 練）	自立訓練 (生活訓 練)					令和5年6月から8月の人員配置について、配置基準の1割を超えて満たしていないことから令和5年7月から9月の支援費に対し、人員欠如減算を適用し過誤調整を行うこと。なお、人員基準については毎年度その必要数を算定し確認を行うこと。		
			自立訓練 (生活訓 練)					サービス提供実績記録表を作成し、利用者の確認を受けること。	・サービス提供記録表を作成 ・利用者の確認を受ける。	—
			自立訓練 (生活訓 練)					従業者及び管理者について、個人情報の利用の誓約書を徴取していないため、速やかに徴取すること。	・従業者及び管理者について、個人情報の利用の誓約書を速やかに徴取しました。	—
			自立訓練 (生活訓 練)					職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	・ハラスメント防止の為の指針の作成 ・ハラスメント防止マニュアルの作成 ・職場におけるハラスメント対策に関する研修を事業所内従業員全員で行う。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
				自立訓練 (生活訓 練)				運営規程に昼食に係る費用について記載すること。	・運営規程に昼食に係る費用について記載しました。	—
2023/12/20	特定非営利活動法 人このゆびとーま れ	特定非営利活動法 人このゆびとーま れ(者)	生活介護	生活介護				個人情報の利用同意書について、利用者及び家族1名が利用者家族全体の個人情報利用について同意する内容となっていたため、家族の個人情報を利用する際は、当該個々の家族の同意を得るものに改めること。	利用者及び利用者家族個々の同意を得る様式に変更し、家族へ説明し家族の個人情報を利用する際は個々の家族に同意を得るもの改めた。	—
2023/12/20	特定非営利活動法 人このゆびとーま れ	特定非営利活動法 人このゆびとーま れ(児)	放課後等デイサー ビス	放課後等 デイサー ビス				個人情報の利用同意書について、利用者及び家族1名が利用者家族全体の個人情報利用について同意する内容となっていたため、家族の個人情報を利用する際は、当該個々の家族の同意を得るものに改めること。	利用者及び利用者家族個々の同意を得る様式に変更し、家族へ説明し家族の個人情報を利用する際は個々の家族に同意を得るもの改めた。	—
2023/12/22	ひといろ株式会社	ワークサポートひ といろ	就労継続支援B型	就労継続 支援B型				月ごとに勤務表を作成すること。作成にあたっては、常勤非常勤の別、職種、勤務時間を記載すること。 研修を実施した際は記録を作成すること	・今まで作成していたシフト表に加え、令和6年1月分から、従業者の勤務体制及び勤務体系一覧表を毎月作成する。 ・研修参加、開催毎に研修議事録、報告書等を作成する。	—
				就労継続 支援B型				個別支援計画原案を作成し、利用者又はその家族に対し、作成した原案について説明し同意を得ること。	作成した原案においても、説明と同意署名を得て、原案と本案書類を残す。	—
				就労継続 支援B型				利用者家族の個人情報をサービス担当者会議等で、他の事業者等に提供する際は、あらかじめ当該家族から文書により同意を得ること。	・個人情報使用同意書に個人情報を使用する複数の家族から同意を得る。 R6.2月中に改善予定。	—
2023/12/26	株式会社Welmate	共生型デイサービ スNiCORi	共生型生活介護	共生型生 活介護				身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていなかった。については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。	・身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を開催、改善計画書を作成し、提出。 ・事実の生じた月の3月後（令和6年3月末日）に改善報告書を提出。	—
				共生型生 活介護				虐待の防止のための対策を検討する委員会が開催されていなかったため、開催すること。	・虐待の防止のための対策を検討する委員会を令和6年3月25日に開催。 ・開催の報告を提出。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			共生型生 活介護					障がい特性への理解や職員の技能向上に係るような研修を実施すること。	・障害特性への理解に関する研修を令和6年3月25日に開催。 ・理解度の確認の為のディスカッションを実施、資料として保存する	—
			共生型生 活介護					欠席時対応加算について、連絡した相手、連絡を受けた対応者、欠席の理由、利用者の状況、連絡調整、相談援助した内容を記録しておくこと。については、上記の記録が不十分な日について、前回実地指導（令和3年11月24日）以降の記録を自主点検のうえ、過誤調整を行うこと。		令和6年5月31日までに記録の不備の自主点検を行い、令和6年6月請求時に過誤調整を行う。
2024/1/12	静和会しらゆき有 限会社	支援センターしら ゆき	計画相談支援、障 がい児相談支援	計画相談 支援	障がい児 相談支援			利用者及び家族等に関する情報を他の事業者等と共有する場合は、当該利用者及び当該家族等から個人情報の利用同意書を得ること。	同意書を作成し現在の利用者全てと取り交わしをしている。自署出来ない利用者には家族へ郵送でお願いしている。2/2現在71名中41名交わし済み。	—
				計画相談 支援	障がい児 相談支援			事業の会計を指定を受けるサービス毎に区分すること。	速やかに分けました。	—
2024/1/12	静和会しらゆき有 限会社	しらゆき障がい者 サポートセンター	生活介護	生活介護				サービス契約内容報告書が未提出の為、提出するよう改めること。	今後速やかに提出。	—
2024/1/17	合同会社中村	みのり	就労継続支援B型	就労継続 支援 B型				工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	本来の通知時期を明記し、通知済み。	—
				就労継続 支援 B型				利用者家族に関する個人情報を他事業所等に対して提供する際は、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ること。	利用者家族に説明し、当該家族の同意書を得て保管済み。	—
2024/1/19	特定非営利活動法 人季の風	季の風ふくべ	就労継続支援B型	就労継続 支援 B型				身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていなかった。については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。 減算対象期間（令和6年2月～4月※改善が認められなければ期間が延長されるため留意すること。）	令和6年2月8日身体拘束委員会を開催した。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2024/1/19	特定非営利活動法人じお	からふる	就労継続支援B型	就労継続支援B型				利用者家族に関する個人情報を他事業所等に対して提供する際は、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ること。	同意書に追加として家族の同意欄を作成した。	—
				就労継続支援B型				虐待防止委員会について未実施であったため、1年に1回以上実施すること。また、委員会の内容について職員に周知すること。		年1回以上虐待防止委員会を実施し職員に周知する予定
				就労継続支援B型				個別支援計画の作成に当たっては、原案を作成し利用者の同意を得ること。また、開催した所内会議の記録を残すこと。		支援会議の記録を残し個別支援計画の原案を作成し利用者の同意を得る予定
				就労継続支援B型				職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針が定まっているものの、職員に対し周知ができていないため周知すること。 また、上記に係る相談連絡先を周知すること。	事業所内に掲示し職員に周知した。	—
				就労継続支援B型				運営規程において、「鳥取市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び虐待防止委員会に関する記載がなかったため追加すること。		運営規程に記載した理事会にて同意を得て提出予定
2024/1/19	特定非営利活動法人じお	からふる	就労継続支援B型	就労継続支援B型				年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	目標水準の設定を行い、年度〆の金額確定時の精算タイミングにあわせ事業所掲示板にて公表する。 前年度については、掲示板にて掲示済。 掲示内容は別紙参照。	—
				就労継続支援B型				利用者家族に関する情報を他の事業者等と共有する場合は、当該利用者家族からも個人情報の利用同意書を得ること。	書式更新を行い、案内済。書式は別紙参照。 ご家族と一緒に住まわれていない方に関しては返信待ち	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
			就労継続支援 B型					欠席時対応加算について、相談援助の内容として引き続き利用を促すなどの内容を併せて記録すること。また、前回の実地指導（令和元年8月21日）以降分を自己点検し、相談支援内容の記載がないものがあれば過誤調整を図ること。		欠席時対応記録の様式更新済。必要事項を項目化し誰が記入しても漏れがないよう対応。別紙様式参照 過誤調整の対応。期限4/30（別紙岩美町通知より） R6.3.25付で町よりの対応指示があり、当該指示に沿って対応中。 3/29に岩美町担当者と内容確認の協議予定。
2024/1/22	特定非営利活動法人このゆびとまれ	ヘルパーステーションこのゆびとまれ	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	居宅介護 重度訪問 介護	行動援護			非常勤職員の常勤換算時間に有給取得時間を含めた整理により、常勤換算2.5人の配置を下回る月があったため、発生しないよう改めること。	非常勤職員の常勤換算時間に有給取得時間を含めた整理を改め、常勤換算2.5人を上回る勤務配置に改めた。	—
				居宅介護 重度訪問 介護	行動援護			運営規程の「営業日及び営業時間」「主たる対象とする障害の種類」について、重要事項説明書と内容が不一致であったため、一致させること。（前回指摘事項）	重要事項説明書の内容を修正し、運営規程と一致させた。併せて、利用者へ説明をおこない同意を得た。	—
2024/1/23	特定非営利活動法人因幡万笑の会	スマイルグー(者)	生活介護	生活介護				指導訓練室に個人情報にあたる書類が保管されていたため、事務室保管に改めること。 利用者の家族に関する個人情報を他の事業者等と共有するケースについては、あらかじめ利用者家族に個人情報の利用に係る同意書を得ること。	指導訓練室の個人情報にあたる書類は事務所に保管し、使用時に机へ運び、使用後は事務所へ戻すようにする。業務終了後は事務所を施錠します。利用者の家族に関する個人情報の利用に係る同意書を年度変わりの4月より随時同意を得るようにします。利用者の家族に関する個人情報の利用に係る同意書は契約時に得るようになります。	—
				生活介護				児童発達管理責任者兼サービス管理責任者である者を配置して延長支援加算を算定したものについては、加算要件を満たさないため、前回実地指導後の算定について自主点検のうえ過誤調整を行うこと。	3月に請求時に過誤調整を行う。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘に係るサービス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2024/1/23	特定非営利活動法人因幡万笑の会	スマイルグー(児)	児童発達支援、放課後等デイサービス	放課後等デイサービス				指導訓練室に個人情報にあたる書類が保管されていたため、事務室保管に改めること。 利用者の家族に関する個人情報を他の事業者等と共有するケースについては、あらかじめ利用者家族に個人情報の利用に係る同意書を得ること。	指導訓練室の個人情報にあたる書類は事務所に保管し、使用時に机へ運び、使用後は事務所へ戻すようにする。業務終了後は事務所を施錠します。利用者の家族に関する個人情報の利用に係る同意書を年度変わりの4月より随時同意を得るようにします。利用者の家族に関する個人情報の利用に係る同意書は契約時に得るようになります。	—
				放課後等デイサービス				児童発達管理責任者兼サービス管理責任者である者を配置して延長支援加算を算定したものについては、加算要件を満たさないため、前回実地指導後の算定について自主点検のうえ過誤調整を行うこと。	3月に請求時に過誤調整を行う。	—
2024/1/26	株式会社BAC	就労移行支援事業所 N e x t e p 就労継続支援 B型事業所 N e x t e p	就労移行支援、就労継続支援B型	就労継続支援 B型				代表者である杉原氏の出勤簿の記録がなかったため改めること。	令和6年2月より実施。	—
				就労移行支援	就労継続支援 B型			身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催内容及び研修内容の記録が不十分であるため、適切に記録すること。 身体拘束等適正化に関する指針について、研修に係る基本方針、指針の閲覧方針について追記を行うこと。 身体拘束等適正化委員会の構成に関する内容が、指針以外で記載されていたため、指針にまとめるよう努めること。 新規採用職員に研修を行った際の記録が作成されていないため、作成すること。	身体拘束等適正化に関する指針について、研修基本方針、閲覧方針の追記を行った。 身体拘束等適正化委員会の構成に関する内容を指針にまとめた。	R6.2以降、委員会開催内容及び研修内容の記録を適正に記録する。（令和6年度以降）
				就労移行支援	就労継続支援 B型			虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催内容及び研修内容の記録が不十分であるため、適切に記録すること。 新規採用職員に研修を行った際の記録が作成されていないため、作成すること。		R6.2以降、委員会開催内容及び研修内容の記録を適正に記録する。（令和6年度以降） R6.2以降、新規採用時の職員研修の記録を作成する。（職員入社時）
				就労移行支援	就労継続支援 B型			事業の会計を指定を受けるサービス毎（就労移行支援・就労継続支援B型）に区分すること。		法人の決算を3月決算に変更し、R6年度会計より移行支援・B型と会計を区別する。

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
				就労移行支援	就労継続支援B型			個別支援計画の作成について、原案の作成がなされていないため、原案を作成し利用者へ説明し同意を得ること。	原案作成は行っていたが、説明同意を得ていなかった。現在は既に実行中。	—
				就労移行支援	就労継続支援B型			在宅の利用者について、計画の達成状況の評価を週1回は行うこと。	計画達成評価を作成し、実行中。	—
2024/1/26	株式会社千手	キャメル	就労継続支援A型	就労継続支援A型				利用者との利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告すること。	・サービス管理責任者不在期間含む未提出分、計8枚に関して、2024年2月中に各市町村へ提出済み・今後提出すべき、サービス管理責任者が不在となるよう、社内にて実務経験や研修受講が終了したものに関しては、OJTを行い不測の事態に備える体制を整えていく	—
				就労継続支援A型				賃金の支払いにあたり、事業所から一部補填を行っている状態であるため、経営を改善すること。また、決算上においても当該状況が改善されない場合、決算期終了後に経営改善計画を提出すること。	・売上については新規取引先確保により令和5年度中に192条達成見込み・令和6年度4月以降は新規施設外先が令和6年度3月末よりスタートしており、4月26日に最終的な企業様と打ち合わせにて今後の条件調整を行う予定・また5月末頃に決算書類が用意できますので、追ってご提出予定。	—
2024/1/31	鳥取市	鳥取市立若草学園	児童発達支援					文書指摘なし		
2024/1/31	有限会社OMK	いまる	地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障がい児相談支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障がい児相談支援	法定代理受領により介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知すること。	利用者様に対し、係る介護給付費の額を通知します。	—
				地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障がい児相談支援	サービス担当者会議を開催した場合、その会議の記録を残すこと。 また、一部の利用者において、サービス等利用計画の作成に係るアセスメントが実施されていなかったため、アセスメントを行うこと。 また、当該会議及びアセスメントの記録がない利用者について、指定日から自己点検し過誤調整を行うこと。 なお、当該会議及びアセスメントの記録が見つかった利用者については、「令和5年度指定障害福祉サービス事業者等に係る実地指導の結果について」に記載する発送日より、2週間以内に指導監査室に提出すること。	・徹底します。 ・アセスメントを作成しました。 ・自己点検をし確認しました。 ・サービス担当者会議及びアセスメントの記録が見つかったものについては2月27日に指導監査室に提出しました。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
				地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障がい児相談支援	毎月の従業員の勤務体制を定めること。	毎月の従業員の勤務表を作成しました。	—
				地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障がい児相談支援	管理者兼相談支援専門員である者について、個人情報の利用の誓約書を徵取していないため、速やかに徵取すること。	個人情報の利用の誓約書を取り交わしました。	—
				地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障がい児相談支援	虐待防止委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従業者への周知徹底を図るとともに、内容について記録を残すこと。	虐待防止委員会を定期的に開催し、周知徹底を図り、記録を残します。	—
				地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	障がい児相談支援	事業の会計を指定を受けるサービス毎に区分すること。	事業のサービス毎の会計報告書を作成しました。	—
				計画相談支援	障がい児相談支援			サービス提供時モニタリング加算について、その算定要件（福祉サービス事業所等を訪問し、サービスの提供状況の詳細に把握した上で、確認結果の記録を作成している）を満たしていないものについて、過誤調整を行うこと。		自己点検し、過誤調整を行います。障がい福祉課と調整中です。
2024/2/2	特定非営利活動法人就労支援センター和貴の郷	和貴の郷	就労継続支援A型、就労継続支援B型	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型			利用者家族に関する個人情報を他事業所等に対して提供する際に備え、個人情報利用同意書に家族の同意欄を設けておくこと。	利用契約書の個人情報同意欄に家族の同意欄を、A型・B型共に2名分追加した。	—
2024/2/5	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	伏野つばさ園	施設入所支援、生活介護、就労継続支援B型、短期入所	施設入所支援	生活介護	短期入所	就労継続支援 B型	非常災害計画を利用者家族にも周知すること。（前回指摘事項）		非常災害計画の概要を作成し（現在作成中）、利用契約締結時に、重要事項説明書等と合わせて説明・配布して周知を図ることとしている。 すでに契約締結済みの利用者家族については、令和6年5月の請求書送付時に、概要書と一緒に配布する予定としている。 また、非常災害計画の内容に変更が生じた場合（担当者名の変更や文言の変更など軽微な内容は除く）には、変更後の概要を作成し直し、請求書等と合わせて配布することとする。

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2024/2/7	特定非営利活動法人さざなみ作業所	さざなみ作業所	就労継続支援B型	就労継続支援 B型				利用者家族に関する個人情報を他事業所等に対して提供する際に備え、個人情報利用同意書に家族の同意欄を設け、個人情報の利用を行う当該家族から署名を得ること。一部家族のみの同意を得ているものがあったため利用者から同意を得ること。	改善前は、個人情報使用同意書（帳票）に署名対象者未記載の署名欄が1カ所だけであったが、改善後は、利用者欄、利用者代理人又は立会人欄、代筆者欄、家族代表者欄を設け、2月26日に再署名の依頼文と合わせて配布してご確認の上、ご署名をいただいた。	—
2024/2/7	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	就労継続支援 B型 事業所縁☆j o y	就労継続支援B型	就労継続支援 B型				年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。	報告書を作成し、タイムカードの上に掲示しました。	—
				就労継続支援 B型				サービス契約内容報告書が未提出のため、提出するよう改めること。	鳥取市障がい福祉課に提出しました。	—
				就労継続支援 B型				身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていなかったため、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月（令和6年2月）の3月後に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月（令和6年3月）から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。 また、身体拘束等の適正化のための指針に記録用書式等を定めること。	虐待防止及び身体拘束適正委員会を開催し、その後虐待防止及び身体拘束適正に関する研修を行いました。各議事録も作成いたしました。	—
				就労継続支援 B型				虐待の防止のための対策を検討する委員会が開催されていないため、速やかに開催すること。また開催した委員会の内容を職員に周知し、その記録を作成すること。	虐待防止及び身体拘束適正委員会を開催し、その後虐待防止及び身体拘束適正に関する研修を行いました。各議事録も作成いたしました。	—
				就労継続支援 B型				個別サービス計画の作成にあたり、アセスメント、計画原案作成、所内会議、計画作成とその策定、モニタリングを確実に行うこと。計画原案作成、計画作成については利用者又はその家族の同意を得ること。前述の所定の手順については日付、参加者等の必要事項の記録を残すこと。	2/28新契約の利用者分を提出いたします。	—
				就労継続支援 B型				毎月の従業員の勤務体制を定めること。	勤務表を作成いたしました。	—

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
				就労継続支援B型				就労支援事業会計処理基準について、(表1)就労支援事業別事業活動明細書、(表2)就労支援事業別事業活動明細書及び(表3)就労支援事業販管費明細書、または(表4)就労支援事業明細書などの書類が作成されていなかったため、作成すること。		令和6年3月31日までに作成し提出いたします。
				就労継続支援B型				送迎記録について、記録に送迎を行った利用者の氏名等の記載がなかったため、正確に記録すること。		
2024/2/9	特定非営利活動法人フェリース	フェリース	就労継続支援A型、就労継続支援B型	就労継続支援A型	就労継続支援B型			個別支援計画(原案)について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ること。併せて原案の内容がわかる書類を保管すること。	個別支援計画(原案)を作成、利用者に説明し、同意を得た。併せて原案の内容が分かるものを保管した。	—
2024/2/14	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター通園	生活介護	生活介護				事業ごとに会計を区分すること。(前回指摘事項)	別紙の通り作成した	—
				生活介護				欠席時対応加算について、相談援助の内容として引き続き利用を促すなどの内容を併せて記録すること。また、前回の実地指導(令和元年8月5日)以降分を自己点検し、相談支援内容の記載がないものがあれば過誤調整を図ること。(前回指摘事項)	2月～3月20日分につき、作成を確認した。 定期的に記載内容を確認する。また前回の実地指導以降の自己点検と過誤調整を予定している	—
2024/2/14	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター重症心身障害者病棟	療養介護					文書指摘なし	令和6年2月22日付で令和5年8月20日令和5年11月10日変更の運営規定の変更届を提出。	—
2024/2/16	特定非営利活動法人はるひな	ぶらすone	就労継続支援B型	就労継続支援B型				運営規程の変更届で未提出のものがあるため提出すること。		

実地指導日	法人名	事業所名	対象サービス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘に係るサービ ス	指摘事項	改善措置の内容	今後の改善予定
2024/2/16	特定非営利活動法人みづばちガーデン	みづばちガーデン	就労継続支援B型	就労継続支援 B型				<p>サービス管理責任者について、資格要件を満たしていなかったため、実務要件及び資格要件を満たしたサービス管理責任者を配置すること。</p> <p>また、令和5年7月からサービス管理責任者欠如減算が対象となるため、支給決定権者と相談の上、過誤調整を行うこと。</p> <p>また、個別支援計画作成未作成減算の対象となる利用者がいる場合は、個別支援計画未作成減算も実施すること。</p> <p>なお、サービス管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算について、減算割合が大きい方についてのみ減算を適用すること。</p>	<p>令和6年3月14日に資格要件を満たすサービス管理責任者を配置する。</p>	—
			就労継続支援 B型					<p>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されておらず、身体拘束等の適正化のための指針が未整備であり、身体拘束等の適正化のための研修が未実施であった。については、速やかに改善計画書を提出し、事実が生じた月（令和6年2月）の3月後（令和6年5月）に改善報告書を提出すること。また、事実が生じた月の翌月（令和6年3月）から改善が認められるまでの期間、身体拘束等適正化未実施減算を適用すること。</p>	<p>令和6年2月19日に委員会を開催し、指針を作成。令和6年2月26日に研修。令和6年2月29日に研修後の実態把握・次回の課題。令和6年3月1日委員会後の周知。</p>	—
			就労継続支援 B型					<p>従業者の勤務予定表を作成すること。予定表には、常勤・非常勤及び事業所内の役職について記載すること。</p> <p>また、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。</p>	<p>令和6年3月から勤務予定表を作成する。令和6年3月20日に就業規則とハラスメントの防止に関する規定を作成。</p>	—